

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 電子情報処理組織を使用して入札がされる場合における入札書に封をすることに相当する措置を定めることとする。(第1条の4関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和5年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)